

# 固定通信分野における利用者料金と接続料の関係の検討

---

令和4年2月21日

事 務 局

## ● 接続料の算定等に関する研究会(第50回～52回)

第50回(令和3年12月3日) 関口構成員

- 固定系では、伝統ある価格圧搾のチェックシステムとして、長い歴史を持っておりますが、ここについても固定は固定で、ユーザ向けの光商品が、既に卸に移行したりして、営業費の取扱いも、平成13年から17年までの平均値を取ったということと大分乖離をしてきているようにも思われます。その意味では、このプロセスを通じて、固定系のスタックテストについても改めて見直し、より適正な運用を図っていくことが必要だと思いますので、固定、移動双方がより適切なチェック機能となるように、私も協力をさせていただきたいと思います。

第52回(令和4年1月31日) 関口構成員、NTTドコモ、KDDI

- 固定系の営業費と移動系の営業費には格段の差があると認識しています。移動系の検証においては、営業費を含めて検証するべきと考えていますが、固定系の検証において営業費を除外していることを理由に移動系においても同様にすべきという意見があるならば、固定系の検証においても営業費を含めた検証が行われるよう、スタックテストガイドラインの改正が必要です。【関口構成員】
- モバイル市場における営業の実態は、固定通信分野同様、新たに提供開始したサービスの立ち上がり期において、短期的な収支にとらわれず「顧客営業」、「宣伝」、「企画」、「販売サポート・一般営業(特約店等)」に係る 営業費を支出している。したがって、移動通信分野における営業費相当額の範囲は、固定通信分野と同一とすることが適当。【NTTドコモ プレゼン資料】
- 第一種指定電気通信設備の検証方法との整合性の観点、および過去の議論にて「営業費相当分の検証に当たり、販売促進費など顧客獲得に係る費用は適当ではない」という見解が示されている点を踏まえて、第一種指定電気通信設備と同様、「顧客営業・宣伝・企画・販売サポート・一般営業(特約店等)」に係る費用を除いたものを営業費とする算定方法が適切。【KDDI プレゼン資料】

# (参考)第一種指定電気通信事業者における利用者料金と接続料の関係の検証①(検証概要)

- スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準の妥当性を検証するため平成11年から開始。
- 具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日)を踏まえ、総務省は、平成19年7月に、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- 平成19年7月、接続料規則第14条第4項にスタックテスト実施の根拠規定を整備。
- 平成30年2月、同項を削り、同規則第14条の2を新設する改正を実施。
  - ・利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
  - ・県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
  - ・利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。
- さらに、「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(平成29年9月8日)を踏まえ、平成30年2月に、上記ガイドラインに代わる「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」を策定・公表(平成31年3月に最終改定)。

## 検証時期

- 1 電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時
- 2 電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請時

## 検証区分等

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 加入電話・ISDN基本料</li> <li>② 加入電話・ISDN通話料※</li> <li>③ フレッツADSL</li> <li>④ フレッツ光ネクスト</li> <li>⑤ フレッツ光ライト</li> <li>⑥ ひかり電話</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>⑦ ビジネスイーサワイド</li> <li>⑧ その他総務省が決定するサービスメニュー<br/>(接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本)</li> </ol> |
|---|---|

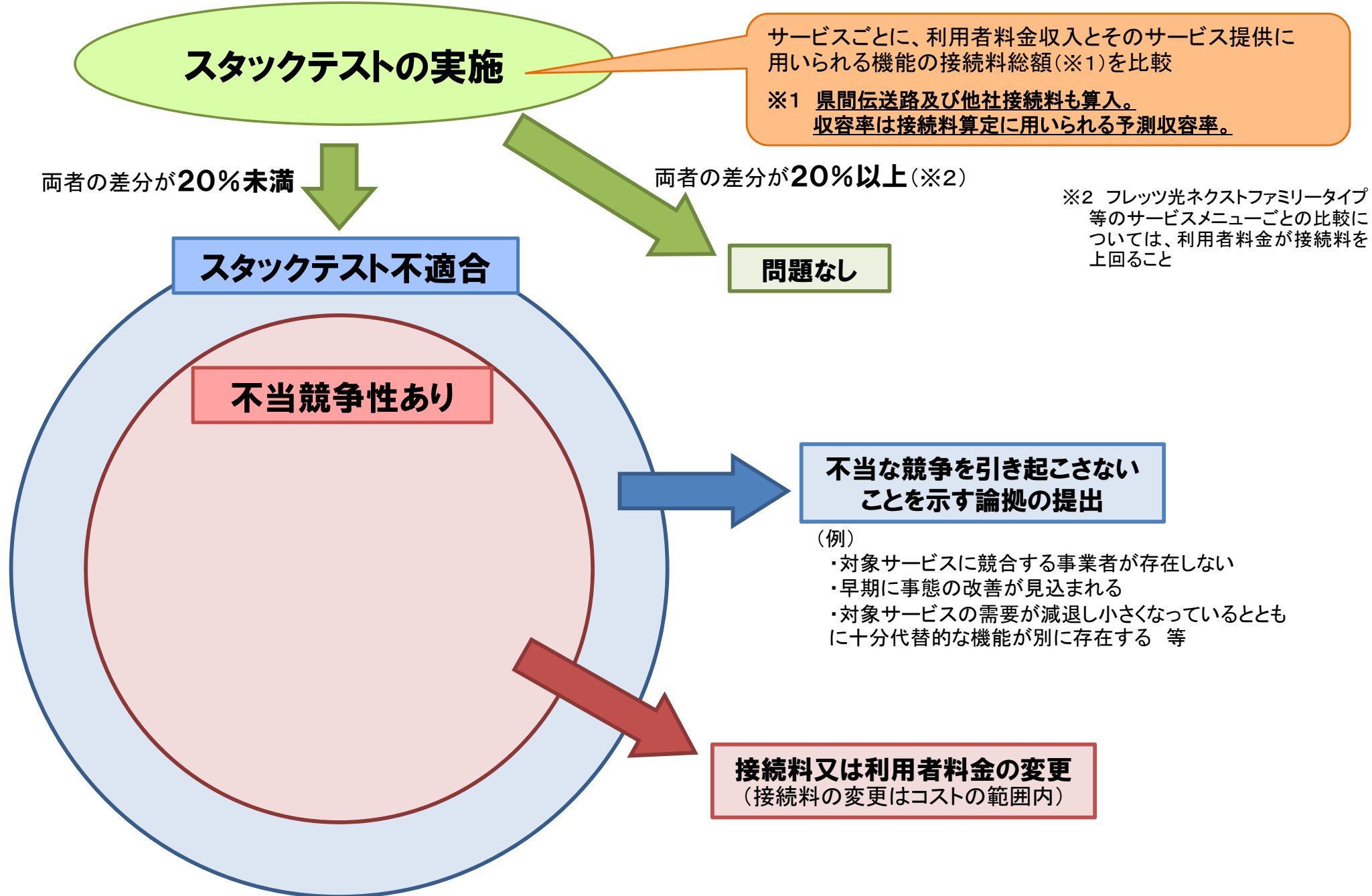
※ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第13号)附則第4条の規定が効力を有する間(附則第2条の規定により附則第4条の通知を行うことができる期間を含む。)は、本指針を適用しない。

## 検証方法

- ①～⑦:利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料)の総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額を下回らないものであるかを検証
- ⑧ :検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証

# (参考)第一種指定電気通信事業者における利用者料金と接続料の関係の検証②(検証方法)

■「接続料と利用者料金関係の検証に関する指針」(平成30年2月26日策定、平成31年3月5日最終改定)



# (参考)固定通信分野のスタックテストの結果①(サービスブランドごとの検証)

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本において令和2年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、両社の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額(利用者料金収入の20%)を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。

## NTT東日本

サービス	①利用者料金収入	②接続料総額相当	③差分 ((①-②)/①)	営業費相当基準額との比較	
加入電話・ISDN 基本料	1,955億円	1,480億円	475億円 (24.3%)	○	
フレッツADSL	66億円	28億円	38億円 (57.6%)	○	
フレッツ光ネクスト	4,831億円	1,838億円	2,993億円 (62.0%)	○	
フレッツ光ライト	202億円	84億円	118億円 (58.4%)	○	
ひかり電話	移動体着含む	1,180億円	200億円	980億円 (83.1%)	○
	移動体着除く	925億円	107億円	818億円 (88.4%)	○
ビジネスイーサワイド	263億円	65億円	198億円 (75.3%)	○	

## NTT西日本

サービス	①利用者料金収入	②接続料総額相当	③差分 ((①-②)/①)	営業費相当基準額との比較	
加入電話・ISDN 基本料	1,931億円	1,473億円	458億円 (23.7%)	○	
フレッツADSL	90億円	47億円	43億円 (47.8%)	○	
フレッツ光ネクスト	3,640億円	1,701億円	1,939億円 (53.3%)	○	
フレッツ光ライト	117億円	65億円	52億円 (44.4%)	○	
ひかり電話	移動体着含む	1,076億円	176億円	900億円 (83.6%)	○
	移動体着除く	840億円	97億円	743億円 (88.5%)	○
ビジネスイーサワイド	252億円	80億円	172億円 (68.3%)	○	

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

# (参考)固定通信分野のスタックテストの結果②(サービスメニューごとの検証)

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本において、サービスメニュー単位で令和2年度の利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、**全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

**NTT東日本** 赤枠内は委員限り (単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
		ミニB				○
		プラン1B				○
		プラン2B				○
	マンションタイプ (光配線方式)	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
	プライオ					○
フレッツ光ライト	ファミリータイプ				○	
	マンションタイプ				○	
ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)						

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
ビジネスサイド	MA設備まで利用する場合				○
	県内設備まで利用する場合				○

**NTT西日本** 赤枠内は委員限り (単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
		ミニ				○
	マンションタイプ (光配線方式)	プラン1				○
		プラン2				○
		ミニ				○
	フレッツ光ライト	ファミリータイプ				○
		マンションタイプ				○
	ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)					

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
ビジネスサイド	MA設備まで利用する場合				○
	県内設備まで利用する場合				○

※1 利用者料金は令和3年3月31日時点(総務省要請を受け割引を考慮した後の額)

※2 フレッツ光ネクストファミリータイプ(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの)については、令和2年度から新規に提供しているものであり、将来的に需要の増加が見込まれることから、5年間(令和2年度~令和6年度)の将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も5年平均を用いて接続料相当額を算定。

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの。

●接続料の算定に関する研究会 第一次報告書(平成29年9月)  
第7章 接続料と利用者料金との関係の検証

<検証対象について>

利用者料金については、サービス競争がなされている、又は、潜在的にその可能性があるものから対象とすることが適当である。ただし、その内容及び接続料の水準の面から接続事業者にとって十分代替的な機能が別にある機能で、これに係るサービスの需要が減退し、小さくなっているものに関しては、検証の対象外とすることが適当と考えられる。

加入電話の基本料と端末回線伝送機能の接続料に関しては、現時点では、上記の要件を満たしているとは考えがたい。しかしながら、今後メタルアクセス回線の利用が更に一層縮退するとして、これに代替する機能の接続料等の水準によっては、本検証の対象外とすることも考えられ得るので、まずは、2年後を目途として、これについて再度検討を行うことが適当と考えられる。

<営業費の基準額について>

営業費の基準値は、接続料設定事業者であるNTT東日本・西日本の電気通信事業会計における電気通信事業収益(電報収入を除く。)の対営業費(顧客営業、販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料、宣伝及び企画に係るものを除く)比率が20%弱(2001～2005年度の平均値)であることに鑑み、利用者料金の20%としており、当面の間はこの基準値によることとするが、その根拠となるデータは10年以上前のものとなっていることもあり、接続会計において除かれている費用の範囲の考え方との異同について検証し、最新のデータに基づいて、改めて営業費の基準値について検討することが適当である。

以下の論点について、NTT東西及び競争事業者からヒアリングを実施し、モバイル分野の検証との整合性を図りつつ、今後の固定通信分野のスタックテストの実施方法等について、さらに検討を深めることとしてはどうか。

## (1) 検証対象

### <対象サービス・プラン>

- 近年の固定通信市場における競争環境及び需要の変化等を踏まえ、検証の対象とすべきサービスや料金プランの見直しが必要であるか。

## (2) 検証方法

### <営業費相当額の基準値(20%)について>

- 営業費相当額の基準値は、どのように見直すことが適当であると考えられるか。

現行では、平成19年7月に総務省が策定した「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」においてNTT東西の電気通信事業会計における電気通信事業収益の対営業費(顧客営業、宣伝及び企画に係るものを除く(右図参照))の比率が20%弱(平成13~17年度の平均値)であることに鑑み、検証における営業費の基準値を利用者料金収入の20%と定め、この基準が用いられている。

(次ページに続く)

(参考)固定通信分野の営業費相当額の基準値(20%)の設定に関し、廃止前のガイドラインにおける営業費の分類(青枠部分が営業費から除かれているもの)

費用科目	費用科目に計上される費用の内容
注文受付	営業窓口、116における受付等に必要の費用
顧客営業	利用者に対する営業活動に係る費用(電話の増設、廃止、移転等の対応に係る費用を含む)
システムサポート	顧客営業の技術サポートに係る費用
販売サポート	営業業務に係るオーダー処理費用、契約者管理費用及びテレフォンカード販売等に係る費用
	特約店に支払う取次手数料
出納	電話料金等の受入業務に必要な費用
料金	料金計算業務、請求書の編集・作成及び発行業務、料金催促並びに回収業務等に必要な費用
広報	利用者相談センター・報道対応等の広報活動に必要な費用
宣伝	テレビ新聞等の広告・宣伝に必要な費用
企画	営業部門における企画業務に必要な費用
共通営業	各営業業務に共通して発生する費用

(注)※印は、本検証において営業費に含めない費用科目。



(前ページからの続き)

## (2) 検証方法

### <営業費相当額の範囲について>

- 現行においては、営業費は、基本的に各事業者が、競争状況、販売予測、コスト回収期間等を総合的に勘案して決定するものであり、特にサービスの立ち上がり期等においては短期的な収支にとらわれずに営業費を支出することがあり得るという考えに基づき、営業費の一部(前頁参照)を除外して計算している。  
現在の固定通信分野の営業の実態や、モバイル分野での検証との整合性も踏まえると、営業費相当額の範囲についてどのように考えるべきか。

### <その他>

- その他、検証時期、検証回数、利用者料金の算定方法等、近年の固定通信市場における競争環境の変化やモバイル分野での検証との整合性等を勘案し、現行の検証から見直すべき点はあるか。

赤枠内は構成員限り

NTT東日本	
サービス	契約数※1
加入電話・ISDN	7,051(千加入・加入電話) 803(千回線・ISDN)
フレッツADSL※2	160(千契約)
フレッツ光ネクスト	
フレッツ光ライト	
ひかり電話	10,018(千ch)
ビジネスイーサワイド	101(千回線)

NTT西日本	
サービス	契約数※1
加入電話・ISDN	7,052(千加入・加入電話) 825(千回線・ISDN)
フレッツADSL※2	221(千契約)
フレッツ光ネクスト	
フレッツ光ライト	
ひかり電話	8,674(千ch)
ビジネスイーサワイド	111(千回線)

※1加入電話、ISDN及びフレッツADSL、ひかり電話、ビジネスイーサワイドの加入数及び回線数は、NTT東日本・西日本HPより引用

NTT東日本:<https://www.ntt-east.co.jp/info-st/subs/koho/pdf/2020koho2.pdf>

NTT西日本:<https://www.ntt-west.co.jp/corporate/about/service.html>

※2 フレッツADSLは、2023年1月に提供を終了することが発表されている。

(NTT東日本HP)

[https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20171130\\_01.html](https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20171130_01.html)

(NTT西日本HP)

<https://www.ntt-west.co.jp/news/1711/171130a.html>

赤枠内は構成員限り

## 1. 現行の指針(※1)に基づく営業収益・営業費から算出(※2)した営業費比率(直近5年)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	平均
NTT東日本						
NTT西日本						
平均						

## 2. 現行の指針に基づく営業収益・全ての営業費から算出した営業費比率(直近5年)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	平均
NTT東日本						
NTT西日本						
平均						

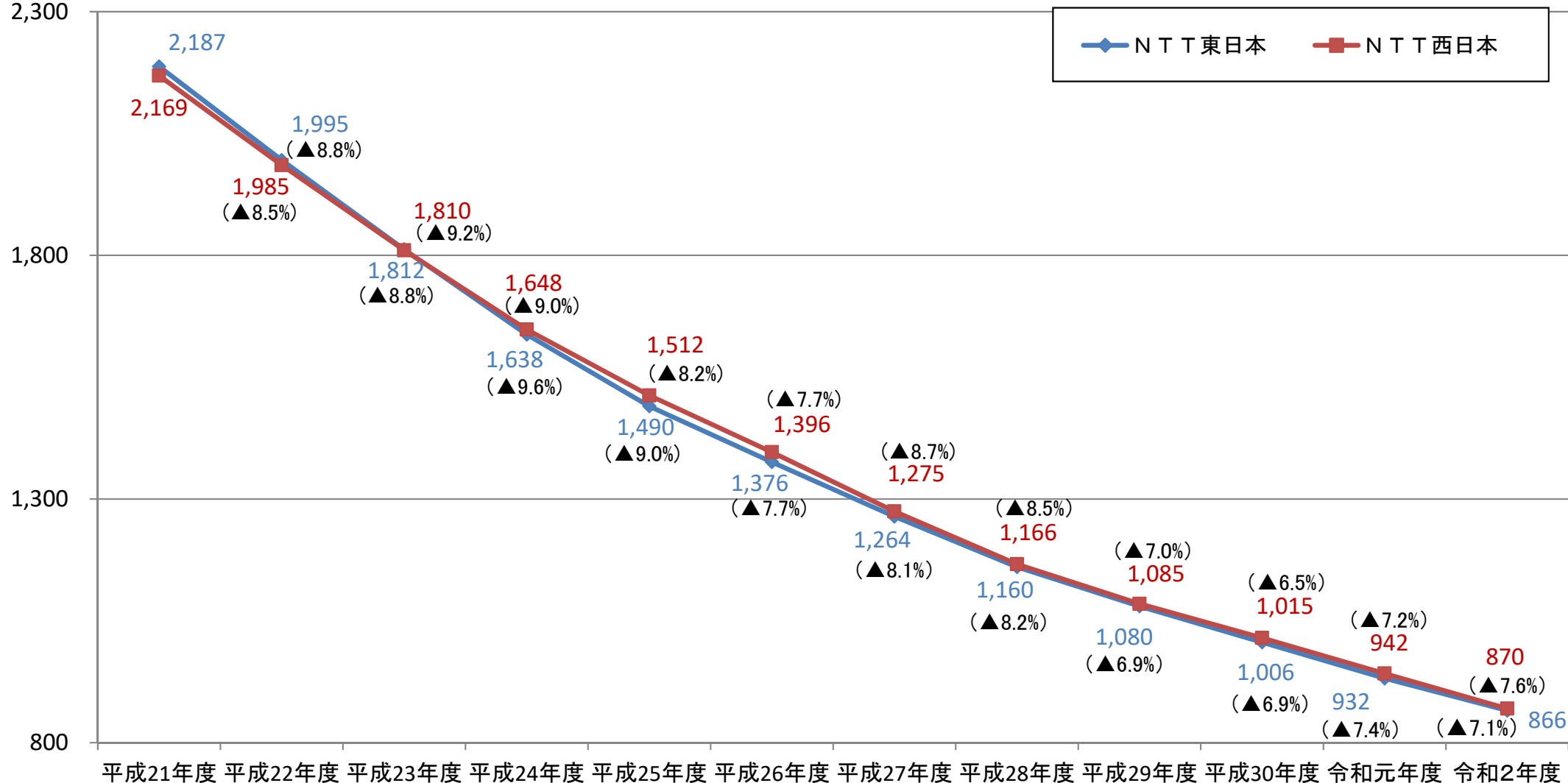
(※1) 営業収益…全ての営業収益から電報収入を除いたもの  
営業費…全ての営業費から顧客営業、宣伝、企画一般営業費用を除いたもの

(※2) NTT東日本・西日本より提出された指定電気通信役務損益配賦方法書から算出

# (参考)ドライカツパの回線数の推移

- ドライカツパの回線数は減少傾向となっており、令和2年度は、
  - ・ 前年度と比較して、NTT東日本では▲7.1%、NTT西日本では▲7.6%、
  - ・ 平成21年度と比較して、NTT東日本では▲60.4%、NTT西日本では▲59.9%と、大きく減少。

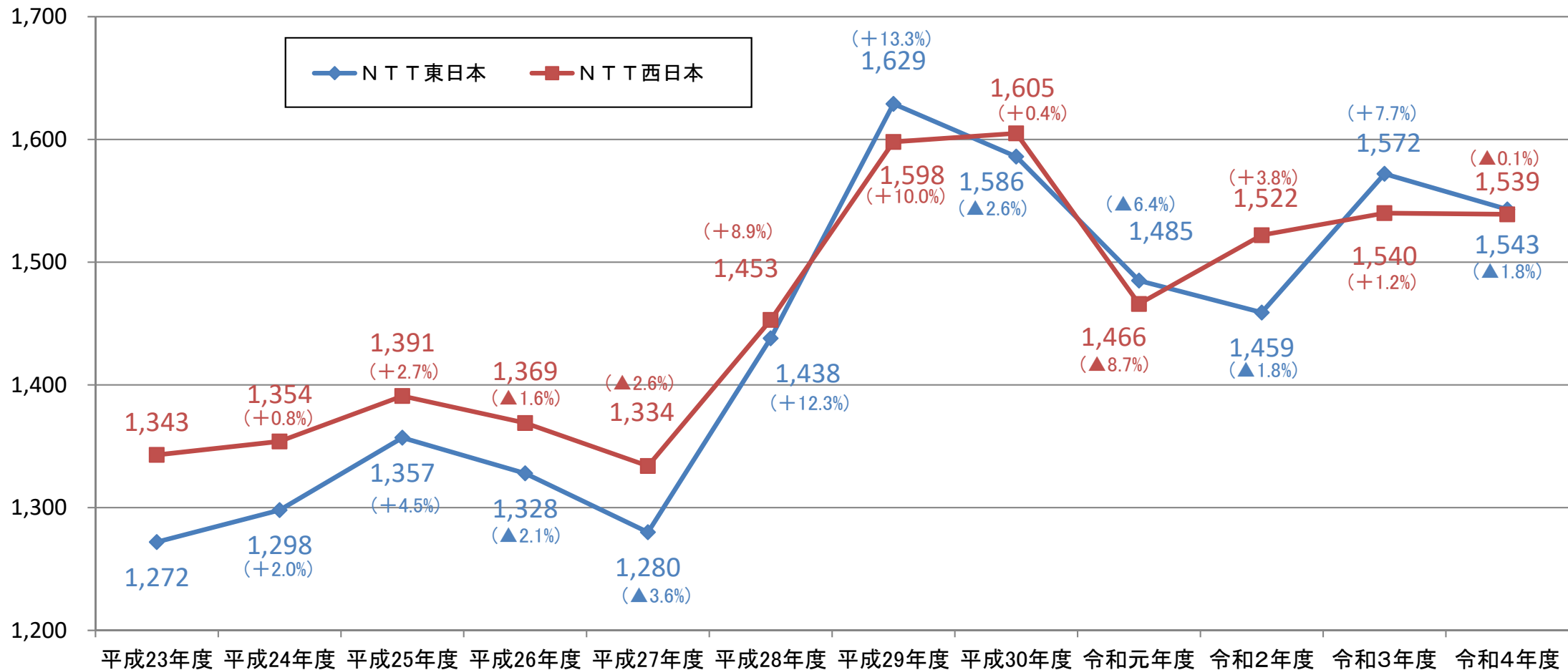
(単位:万回線)  
2,300



## (参考)ドライカットパ接続料の推移

- **ドライカットパの令和4年度接続料**について、NTT東日本においては、需要の減少トレンドが継続しているものの、自己資本利益率の低下や費用の効率化により接続料原価が減少したため、**令和3年度と比べて低減**。
- NTT西日本においては、東日本と同様に需要の減少トレンドに対し、自己資本利益率の低下や費用の効率化はあった一方で、**令和2年7月豪雨等の影響により接続料原価の減少が小幅となったため、令和3年度と比べて微減**。

(単位:円/回線・月)



※1 回線管理運営費を含む。

※2 各年度の4月1日時点での適用料金(令和4年度接続料は現在申請中のもの)。

※3 災害特別損失を接続料原価(本資料では報酬(利潤)を含む。)に算入したのは、NTT東日本の平成24年度から平成26年度までの接続料(東日本大震災に起因する災害特別損失。平成25年度接続料については、災害特別損失の一部を控除して算定し、控除された額と同額を平成26年度接続料に加算)及びNTT西日本の平成30年度の接続料(平成28年熊本地震に起因する災害特別損失)。

## ● 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）

（接続料設定の原則）

第14条 接続料は、一般法定機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

- 2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。
- 3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

（利用者料金との比較による接続料の水準の調整）

第14条の2 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（同条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

## ● 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）

（接続料設定の原則）

第11条 接続料は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

- 2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。
  - 一 実績原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値
  - 二 将来原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値
- 3 接続料の体系は、当該接続料に係る第二種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。
- 4 接続料の水準は、当該接続料が事業者と他事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。